

第29回石岡市農業委員会総会会議録

- 1 開催年月日 令和5年10月10日(火)
- 2 開催場所 石岡市役所八郷総合支所 1階 会議室
- 3 出席委員
1番 前島 慎也 2番 飯村 伸一 3番 三輪 正
4番 高橋 浩 5番 萩原 重信 6番 池田 徹
7番 磯部 進 8番 田上 光男 9番 高野 済
10番 山口 和明 11番 栗原 茂 12番 花和 清治
13番 高橋 憲治 14番 小松 與平
- 4 欠席委員 無し
- 5 事務局 理事兼事務局長 額賀 均 課長 原田 和宣
係長 吉田 祐 主任 鈴木 直行
- 6 審議議案
議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可取消願について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
議案第5号 非農地証明願の意見の決定について
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用再配分計画(案)の意見聴取について
報告第1号 農地法第5条の規定による許可内容の変更について
報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 7 会議の顛末

開 会 午後2時12分

議長) 只今より、第29回石岡市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は14名ですので、石岡市農業委員会会議規則第6条の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。次に、会議録署名委員の指名ですが、会議規則第14条第2項の規定により、会議録署名委員には、6番、池田徹委員。7番、磯部進委員の2名をお願いします。審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができませんので、審議の際は退席をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について、を議題といたします。なお、本議案において、農地の贈与、交換、農地中間管理機構の特例事業の権利の移転については、現地調査を省略しておりますので、委員の報告はありませんので、ご承知おき願います。それでは、事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番と2番は、関連する案件ですので一括審議となります。担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号1番および2番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者3名で約5.4アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続きジャガイモやサツマイモを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、1番および2番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋浩委員の報告が終わりました。審議願います。1番、2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番及び2番については、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号3番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者3名で約4.6アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き栗を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、3番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいた

します。

議長) 磯部委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号4番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者3名で約54アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、4番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 池田委員の報告が終わりました。審議願います。4番について意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、許可することに決定いたします。続いて、5番については、現地調査を省略している案件です。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5番については、許可することに決定いたします。続いて、6番についても、現地調査を省略している案件です。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願いま

す。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、6番については、許可することに決定いたします。続いて、7番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号7番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者1名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、7番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 磯部委員の報告が終わりました。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、7番については、許可することに決定いたします。続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号8番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者3名で約174アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っていませんが、所有権移転後に野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、8番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋憲治委員の報告が終わりました。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、8番については、許可することに決定いたします。続いて9番の案件につきましては、磯部委員に関する案件ですので、審議に入る前に、磯部委員は退室願います。

【磯部委員退室】

議長) 9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号9番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者3名で約19ヘクタールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、9番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、9番については、許可することに決定いたします。

【磯部委員入室】

議長) 続いて、10番については、現地調査を省略している案件です。審議願います。10番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、10番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、10番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第1号10件の申請は、全て許可するものと決定いたしました。次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について、を議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、農地法の許可を得ず、農機具置場として使用してまい、今般、違反状態を是正すべく、始末書添付で申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理しておりますが、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって1番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 池田委員の報告が終わりました。審議願います。1番について意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、現在、親と同居されておりますが、独立した生活を営むため、自己住宅を建築したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理。汚水、雑排水は、合併浄化槽で処理後、市道側溝に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって2番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 花和委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議

案第2号の2件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可の取消願いについて、を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番については、許可を取り消すことに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、願出のとおり、許可を取り消すことに決定いたします。只今の、議案第3号については、許可を取り消すものと決定いたしました。次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第1種農地と判断しました。申請内容から、農地法施行規則第33条第1項第4号に当たりますので、第1種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は、現在の住まいが手狭なため、自己住宅を建築したく申請されたものです。雨水は、浸透枿を設置し宅内処理。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、市道側溝に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって1番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 磯部委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、農地法の許可を得ず、駐車場及び資材置場として使用してしまい、今般、違反状態を是正すべく、始末書添付で申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理しておりますが、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって2番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 池田委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、申請のとおり許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号3番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、自動車板金及び塗装業を営んでおりますが、店舗の敷地が狭いため、隣接した本申請地を転用したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 花和委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、借家住まいをされておりますが、自己住宅を建築したく申請に及んだものです。雨水は、浸透枡を設置し宅内処理。汚水・雑排水は、公共下水道に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 池田委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号5番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請を有効利用したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって5番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号6番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請を有効利用したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用するこ

とによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の
手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって6番については、
許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 高橋浩委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を
願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、6番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、7
番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号7番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小
集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、
休耕中の本申請を有効利用したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用するこ
とによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の
手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって7番については、
許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 高橋浩委員の報告が終わりました。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を
願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、7番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、8
番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号8番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断
された小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事
業を行い、休耕中の本申請を有効利用したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。
転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備
設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって8番に

については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 高橋浩委員の報告が終わりました。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、8番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号9番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電等再生可能エネルギーによる電力需要の拡大に対応するため、転用申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって9番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 磯部委員の報告が終わりました。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、9番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、10番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号10番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、市外に居住されておりますが、本市には母親の経営する会社や農場を手伝うため頻繁訪れており、今般、書道教室を開設したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理。汚水・雑排水は、公共下水道に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって10番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 高橋憲治委員の報告が終わりました。審議願います。10番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、10番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、10番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、11番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号11番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請を有効利用したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって11番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。審議願います。11番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、11番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、12番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、12番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号12番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請を有効利用したく、今般、是正すべく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって12番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 花和委員の報告が終わりました。審議願います。12番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、12番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、12番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第4号の12件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第5号、非農地証明願の意見の決定について、を議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第5号1番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、竹や雑木が生え、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、1番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、2番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第5号2番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、宅地の一部として利用され、43年経過し、農地としての利用再開は困難と判断いたしました。よって、2番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋憲治委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手

を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、非農地として証明することに決定いたします。
只今の議案第5号の2件の証明については、すべて非農地として証明することに決定をいたしました。
次に、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

(※農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に適合する旨を説明)

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第6号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第6号、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用再配分計画(案)の意見聴取について、を議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第7号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用再配分計画(案)の意見聴取については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第1号、農地法第5条の許可内容の変更について、事務局より説明を願います。

事務局) 事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第2号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局) 事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より説明を願います。

事務局) 事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を願います。

事務局) 事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。以上で本日付議されました議案および報告については、すべて終了いたしました。これをもちまして、第29回石岡市農業委員会を閉会いたします。

午後2時57分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和5年10月10日

議事録署名人

議 長

6 番

7 番